



平成25年5月14日(火)

社外取締役の導入について

- コーポレート・ガバナンス強化のため社外取締役を導入いたします。
- 地方銀行ではまだ導入が進んでいない社外取締役複数(2名)体制を確立いたします。
- 社外取締役のうち1名を独立役員とし、複数名(2名)の独立役員体制も確立いたします。

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、社外取締役の導入を図るため、定款変更などの環境整備を行うこととするとともに、2名の社外取締役候補者(注1)を決定したので、お知らせいたします。

(注1)社外取締役候補者の詳細は、平成25年5月14日「社外取締役候補者決定に関するお知らせ」をご覧ください。

社外取締役は、会社法で定められた役職で、外部の目で取締役会を監督し、効率的に企業の成長を促す役割が期待されます。社外取締役を導入する企業が増えています。取締役会でその役割を発揮するには複数名の社外取締役が必須と考え、このたび専門分野や視点などが異なる2名(公認会計士・税理士と大学教授の2名で、うち1名は女性)の社外取締役を選任するものです。

平成25年5月現在、東京証券取引所に上場する86銀行・グループのうち、複数の社外取締役を選任している銀行・グループは23行・グループにとどまり、中四国の地銀では1行のみとなっております。

また、このたび選任する社外取締役のうち1名を独立役員(注2)とすることで、現在選任している社外監査役の独立役員(1名)と合わせて独立役員も複数名体制(2名)といたします。

(注2)一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役で、東京証券取引所上場会社において1名以上の確保が義務化されています。東京証券取引所上場企業で社外取締役を独立役員に選任している企業の割合は、2013年5月現在39.9%にとどまっています。

当社は、このたび地方銀行ではまだ少ない複数の社外取締役体制の確立や、独立役員の機能強化により、コーポレート・ガバナンス(取締役会でその業務内容を報告させ監督する機能)を一層強化するとともに、地域の生活者などの幅広い意見を経営に取り入れることで、経営の重点目標であるお客さま目線の徹底を推し進めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先 経営企画部(広報担当) 藤岡・岸本 TEL 086-221-1057

トマト銀行 25年。